

No.	該当書類	ページ等	特記仕様書記載内容	ご質問	回答
1	業 務 説 明 書	P. 1	3 条件 （１） 基本的参加要件 ⑤ 令和３年度以降に、独立行政法人会計基準に基づく会計業務に関するシステムの改修、構築、再構築、更改又は機種更新に係る業務実績を２件以上有すること。	左記の実績については、本調達に参加するベンダーが契約主である実績とし、再委託での実績は含めない理解でよろしいでしょうか。 また、２件の実績は別法人での実績が必要な理解でよろしいでしょうか。	再委託での実績は含まれません。 ２件の実績は同一法人でも問題ございません。
2	業 務 説 明 書	P. 2	3 提案内容等 （２）提案書の構成及び記載事項 【提案書目次】	認定通知書のページ取り扱いについて 目次項番４に、以下の記載がございますが、認定通知書を添付した場合、提案書の１ページとして換算されますでしょうか。または、認定通知書は別紙の扱いとなりますでしょうか。 ＞「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること」	別紙の扱いとします。
3	業 務 説 明 書	P. 4	3 提案内容等 （９）提案書等の提出方法、提出先及び提出期限	提案書の提出期限について 電子メールおよび郵送のいずれも業務説明書に記載の提出期限 （令和８年９月 29 日（火）17 時 00 分まで）必着となりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	業 務 説 明 書	P. 4	3 提案内容等 （１０） ヒアリング及びデモの実施 ③ 出席者： 本業務に従事予定の管理技術者及び担当者５名までとする。入札担当者は２名まで同席可能。	ヒアリングの際に、一部リモートで参加させていただくことは可能でしょうか。	対面のみとします。
5	特 記 仕 様 書	P. 6	第３章 システムの範囲 ２． 本業務の範囲と実施方法 （３）保守運用 ②保守運用で行う改修の範囲は都度協議の上決定すること。	プログラムの修正を伴う改修が発生する場合は、別途費用での調整になると認識していますが、上記のような有償/無償対応を含めた協議をさせていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	特 記 仕 様 書	P. 9	第４章 各種要件 ２． セキュリティ要件 （６）脆弱性対策	新システム全体に常に最新版のパッチ及びセキュリティ対策を行うこと。 システム影響を踏まえ、WindowsUpdate については年 1 回等、定期的な適用とすることは可能でしょうか。上記が不可の場合、WindowsUpdate 起因の事象は稼働率の算出から除外としていただけないでしょうか	特記仕様書に記載のとおりとします。 稼働率について、Windows アップデートに伴うシステム停止は稼働率の算出から除外しても問題ないものとします。
7	特 記 仕 様 書	P. 10	第４章 各種要件 ２. セキュリティ要件 （８） その他 ①「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和７年度版）」及び当該基準群に 準拠した機構情報セキュリティポリシー（契約締結後に提示する）を参照し、適切なセキュリティ対策を講ずること。CIS0 連絡会議資料についても更新の都度確認し、適切なセキュリティ対策を講ずること。	確認頻度やどのような対策が必要となるか現時点で不明なため、別途費用とさせていただけないでしょうか。	必要に応じて別途費用とするための協議に対応します。
8	特 記 仕 様 書	P. 12	第４章 各種要件 ５． 可用性要件 （２） 障害対策 ⑤ 障害対応については以下の事項を目安にすること。 ・ 障害確認時から 1 時間以内（営業日でないときは翌営業日の 10：00 まで）に調査及び分析を開始すること。	1 時間以内の考え方は、障害メール受信後の一次連絡や、機構からの申告に対して受付連絡のタイミング（弊社認識時点）から 1 時間以内という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当書類	ページ等	特記仕様書記載内容	ご質問	回答
9	特記仕様書	P. 14	第 4 章 各種要件 7. 保守運用要件 （1）前提条件 ⑥原則として、翌第 5 営業日までを目途に当月分の保守状況について機構に 対面又は WEB 会議形式で報告を行うものとする	保守状況報告書と報告会の実施期限を別で設定いただくことは可能でしょう か。 報告書は仕様書記載の翌 5 営業日とし、報告会を第 10 営業日までなど緩和 いただきたい。	協議可能です。
10	特記仕様書	P. 17	第 5 章 業務管理要件 （2）体制管理 ⑥ 業務に従事する者は IT スキル標準やそれに対する以下の実務経験及び資 格を有する者としてすること。また、当該要員は、財務・会計に関する深い知見 を有する者であること。 A) システム構築チーム ・ チームリーダーは、次の(ア)及び(イ)の実務経 験、資格の要件を全て満たしていること。 （ア）公的機関に対し、本調達で採用する予定の財務会計システム PKG ソフト の設計・構築経験を 3 年以上有すること。また、その中でリーダークラスと しての経験を 2 件以上有すること。	「本調達で採用する予定の財務会計システム PKG ソフト」とは、同じ製品名 であってもリニューアルされた場合件数に含まれない理解でよろしいでしょ うか。	リニューアルについても含むものとします。
11	特記仕様書	P. 19	第 6 章 納入関連 1. 納入物件	運用・保守での成果品の提出について 成果品については原則記録媒体に格納の上提出と記載がございます。運用・ 保守の成果物の一部で納入期限が「当月分を翌 5 営業日まで」とされている ものについて、提出時の形態は協議可能でしょうか。	協議可能です。
12	特記仕様書	P. 19	第 6 章 納入関連 1. 納入物件	基本設計書（カスタマイズ部分） の提出について 基本設計書の納入時期について、協議可能でしょうか。	協議は可能ですが、協議の結果は個別に判断するも のとし、納入時期の変更を保証するものではござい ません。
13	提案書 添 付資料 「添付資 料②業務 概要及び 出力帳票 一覧【提案 用】」.xlsx	No. 8´	収入決議一覧 帳票出力項目 「【PDF】 No. 7 と同様の PDF が出力可能であること。」	帳票名が収入決議一覧となっていますが、帳票出力項目に「【PDF】 No. 7 と同 様の PDF が出力可能であること。」と記載があるため、収入決議照会画面に て、No. 7 収入決議書 (PDF) が出力できれば、要件を満たしますでしょうか。	No. 8´ の要件は満たします。ただし、No. 8 の要件を 満たすためには、CSV で出力していただく必要がござ います。 収入決議一覧について、PDF と CSV の 2 つの形式で 出力いただく必要があり、検索条件に合致する全て の伝票データについて、PDF は伝票（No. 7 の PDF）形 式で、CSV は表形式での出力となります。
14	提案書 添 付資料 「添付資 料②業務 概要及び 出力帳票 一覧【提案 用】」.xlsx	No. 23´	支出決議一覧 帳票出力項目 「【PDF】 No. 19～21 と同様の PDF が出力可能であること。」	帳票名が支出決議一覧となっていますが、帳票出力項目に「【PDF】 19～21 と 同様の PDF が出力可能であること。」と記載があるため、支出決議照会画面に て、No. 19～21 の支出決定決議書、支出決議書（債務）、支出決議書（経費）が 出力できれば、要件を満たしますでしょうか。	No. 23´ の要件は満たします。ただし、No. 23 の要件 を満たすためには、CSV で出力していただく必要がご ざいます。 支出決議一覧について、PDF と CSV の 2 つの形式で 出力いただく必要があり、検索条件に合致する全て の伝票データについて、PDF は伝票（No. 19～21 の PDF）形式で、CSV は表形式での出力となります。

No.	該当書類	ページ等	特記仕様書記載内容	ご質問	回答
15	提案書 添付資料 「添付資料②業務概要及び出力帳票一覧【提案用】」.xlsx	No. 38´	振替伝票照会 帳票出力項目「【PDF】No. 35 と同様の PDF が出力可能であること。」	帳票名が振替伝票照会となっていますが、帳票出力項目に「【PDF】No. 38 と同様の PDF が出力可能であること。」と記載があるため、仕訳伝票照会画面にて、No. 35 振替伝票 (PDF) が出力できれば、要件を満たしますでしょうか。	No. 38´ の要件は満たします。ただし、No. 38 の要件を満たすためには、CSV で出力していただく必要がございます。 振替伝票照会について、PDF と CSV の 2 つの形式で出力いただく必要があり、検索条件に合致する全ての伝票データについて、PDF は伝票 (No. 35, 36, 40, 42, 44, 46 の PDF) 形式で、CSV は表形式での出力となります。
16	提案書 添付資料 「添付資料②業務概要及び出力帳票一覧【提案用】」.xlsx	—	—	貴機構とベンダー間で各機能要件の実現イメージの認識齟齬を防ぐため、要求機能一覧の提案者記載欄の右列 (M 列) に、備考として機能の実現イメージを記載する欄を追加してもよろしいでしょうか。	提案者記載欄以外の様式の変更は不可とします。
17	特記仕様書 添付資料 ⑤ 固定資産連携業務	P. 2	4. 業務詳細 ① 会社が資産連携ファイルをクラウドに保存 ・ 当該クラウドサービスの利用にあたり、他ソフト等との連携ができないよう制限をかけること。	入力処理を自動化するためのソフトやコマンドについては、制限をかける対象外として問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	特記仕様書 添付資料 ⑤ 固定資産連携業務	P. 2	4. 業務詳細 ③ 資産連携ファイルの編集 会社が格納する資産連携ファイルにおいて、各社指定様式は使用しているが、若干の特色があり、そのままではシステムに取り込みができないため、手補正を行っている。	現在の各社仕様は維持しつつ、フォーマットは固定する (欄外に入力は不可にする等) ような各社との調整は可能でしょうか。	調整は可能ですが、調整結果を保証することは出来かねます。
19	特記仕様書 添付資料 ⑤ 固定資産連携業務	—	—	固定資産連携業務にあたり、入力処理の自動化を実現するための環境 (端末) について、個別では準備せずに、貴機構の端末を利用する想定でよろしいでしょうか。 その際の端末数についてもご教示ください。	ご認識のとおりです。端末数は 1～2 台の想定です。
20	—	—	—	データの国外持ち出しやオフショア開発の可否について 本業務で取り扱うデータの日本国外への保存や、オフショア開発の利用に制約はございますでしょうか。	当機構の情報セキュリティポリシー上、データの海外持ち出しは不可とします。オフショア開発については原則認めておらず、契約後の協議とします。 なお、特記仕様書において、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁止しています。

様式第 8
件名：「新財務会計システム構築・保守業務」

No.	該当書類	ページ等	特記仕様書記載内容	ご質問	回答
21	—	—	—	現行の財務会計システムの発注資料(仕様書等)について、調達期間中に資料閲覧をさせていただくことは可能でしょうか。	対応出来かねます。